

令和5年(2023年)10月号

# 庄田総合センターだより

姫路市立 庄田総合センター  
〒670-0951 姫路市庄田96番地  
Tel・Fax 281-9840

## アメリカ政府の見た日本の人権状況

アメリカ国務省 2021 年国別人権報告書より抜粋



アメリカ国務省が 2022 年 4 月 12 日に『2021 年国別人権報告書』を公表しましたが、その中で日本に関する部分からいくつか取り上げてみたいと思います。なお、原文は英文で公表されていますが、アメリカ大使館による仮翻訳を参照しています。

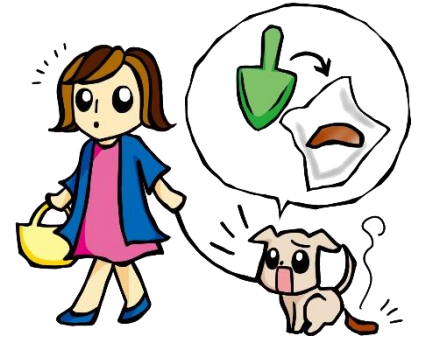
この報告書の中で、「人種・民族への組織的暴行や差別」について述べられた部分があります。それによると、日本で生まれ育ち教育を受けた人を含む永住権を持つ外国人や帰化した日本人は、差別に対して法的に保護されているにもかかわらず、住居、教育、医療、雇用機会の制限など、さまざまな形で根深い社会的差別を受けていると指摘されています。ホテルやレストランで時には「外国人お断り」と看板で入場を禁じられたという報告があると述べています。朝鮮半島の民族が多く住む京都のウトロ地区で放火がありました。犯人はネットで反コリアについてのコメントを読んで過激化したそうです。

また、同和問題についても、「部落の人々（封建時代に社会的に疎外された者の子孫）に対する差別の問題に取り組むことに特化した法律があり、国及び地方自治体に、部落差別について調査し、啓発活動を行い、相談体制を充実するよう義務付けている」と述べられています。総合センターでもこの法の趣旨に則った事業を実施しています。さらに、「部落の権利擁護団体が、部落コミュニティでの社会経済的状況の改善が実現されてもなお、雇用、結婚、住居、不動産価値評価の面で差別が横行している状況が続いていると報告している」と述べられています。「公式に部落というレッテルを貼って部落出身者を識別することは既になくなっていくが、戸籍制度を利用して部落民を識別し、差別的行為を促すことが可能」とも述べています。現に、行政書士などが戸籍を不正取得して「身元調査」に利用されたという事件も起こっています。

この報告書では他にもさまざまな日本における人権について述べていて、全般的には人権が大きく侵害されている状況にはないと述べられているのですが、外国人の目から見ても、日本にはまだまだ差別が残っているというのが現状です。このことを外国人から指摘されて、日本人の一人ひとりが差別をなくしていくという気持ちをもち人権問題を考えることが何よりも大切なのではないかと感じました。

# 犬の散歩はマナーを守って！

犬の散歩のときに、ウンチを持ち帰らず放置したままにする人がいます。犬を散歩させる方は必ずウンチ用の袋を持って、犬がウンチをしたら必ず取って持ち帰ってください。街を清潔で住みやすく保つことはもちろん、犬を飼っていない人からも、あなたの飼い犬が後ろ指を指されるようなことのないようにしましょう。



## 庄田総合センター 10月の予定

### 10月に咲き始める花



ガーベラ

希望  
常に前進



ツバキ

謙譲  
困難に負けない



サフラン

歓喜  
過度をつつしめ

ホームページは  
こちらから



急な予定の変更  
などはこちらで  
お知らせします

花言葉は

月	火	水	木	金	土	日
				 Halloween		1 休館日
2 書道	3 手芸・着付 教育事業(小) 17:00~	4 粗大ゴミ	5 生花 教育事業(中) 17:30~	6 百歳体操	7 (宵宮) 秋まつり	8 休館日 秋まつり (本宮)
9 スポーツの日 休館日	10 健康体操	11	12	13 ふれあい給食	14	15 休館日
16 書道	17 手芸・着付	18 教育事業(中) 17:30~	19 生花 (花のみ) 粗大ゴミ	20 百歳体操	21 教育事業(小) 9:00~	22 ふれあい喫茶
23 童謡	24 健康体操	25 教育事業(中) 17:30~	26	27 百歳体操	28	29 休館日
30 童謡	31					